

# 地球温暖化防止活動推進センターの事業・運営等のあり方報告書

## 1. 検討の目的・背景・経緯等

環境庁は、地球温暖化対策の推進に関する法律第12条の規定に基づき環境庁長官が指定する「全国地球温暖化防止活動推進センター」の事業が円滑に推進するための運営等について検討を行うため、企画調整局長の私的諮問機関として「平成10年度地球温暖化防止活動推進センターの事業・運営等のあり方に関する検討会」を設置した。

### 1 背景・目的

98年10月9日に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律」には、「全国地球温暖化防止活動推進センター（以下、「全国センター」という。）」を指定し、地球温暖化対策に関する普及啓発等を実施することとされている。

全国センターは、市民・事業者・自治体など各セクターの地球温暖化防止に向けた実践活動・情報提供等の場として中心的な役割を果たすことが期待されていることから、今般、全国センターの運営を円滑に推進するため、環境庁に、その望ましい事業・運営等のあり方に関して検討を行う、NGO・事業者等からなる「平成10年度地球温暖化防止活動推進センターの事業・運営等のあり方検討会」を設置することとした。

### 2 検討内容

全国センターの事業のあり方  
 全国センターの運営のあり方  
 都道府県地球温暖化活動推進センターの事業・運営等の基本的方針、全国センターとの連携のあり方

### 3 委員名簿

安原 正	(株)さくら総研特別顧問(座長)	
浅岡 美恵	気候ネットワーク代表	
岡田 清治	東京商工会議所産業政策部長	
北村 必勝	安田火災海上保険(株)取締役地球環境室長	
須田 春海	市民運動全国センター代表	
中上 英俊	住環境計画研究所所長	
中嶋 國勝	兵庫県生活文化部環境局大気課長	
中野 邦夫	日本生活協同組合連合会環境事業推進室長	鏡 良美(第3回から)
中山 正人	熊本県環境生活部環境保全課長	
樋口世喜夫	日産自動車(株)環境・安全技術部担当部長	
平林 正利	川崎市環境局環境企画室主幹	

(注：NGO・事業者の委員は、地球サミットを契機として、持続可能な開発の実施に関し、政府・産業界・非営利組織の3つのセクター間の対話を進めることを目的として設置された「持続可能な開発のための日本評議会(JCSD)」からの推薦者である。)

### 4 経緯

同検討会は、平成11年2月24日(水)、3月11日(木)、3月24日(水)、4月5日(月)の4回に亘って検討を行い、本報告書を取りまとめた。

## ・推進センターの目的・位置付け

「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」は地球温暖化対策推進法第 11 条に、「全国地球温暖化防止活動推進センター」は同法第 12 条に規定されている。それぞれ「都道府県知事・環境庁長官が、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として、民法 34 条法人（財団法人・社団法人）を、申請により、指定する」とされている。

地球温暖化防止活動推進センターは、市民・事業者・自治体等各セクターが対等に参画して運営し、協力して温暖化防止活動を推進して行くことが求められている。

京都議定書に定められた 2008 ~ 2012 年に温室効果ガスを 1990 年比で 6 %削減する目標を達成し、さらに長期的により大きな温室効果ガスの削減に向けて地球温暖化防止活動を進めていくために、同センターの果たすべき役割は非常に重要である。

同センターが温暖化防止活動を推進していくために、運営については、旧来型の行政主導ではなく市民等が主体となった、パートナーシップ型の運営が求められている。また、事業については、適切な情報や調査研究に基づいて、温暖化防止活動への効果的な支援を、各セクターのパートナーシップで行っていく必要がある。

なお、推進センターが設立された後においても、市民・事業者・行政など各セクターは温暖化防止にそれぞれの役割を果たす。各々の取り組みに加え、新たにパートナーシップで行う推進センターの取り組みがスタートするということである。各セクターには協力して、セクターの枠組みを超えたパートナーシップ型の温暖化防止の取り組みを、この新たなセンターで進めていくことになる。

## ・地球温暖化防止活動推進センターの事業のあり方について (全国センターを中心として)

地球温暖化防止活動推進センターの機能・事業については、以下の通り考えられる(全国センターを中心として整理する)。

### ア．推進センターの機能

地球温暖化防止活動推進センター(全国センター・都道府県センター)の機能・事業については、大きく下記のA・Bの2つに分けられよう。

- A．情報センター機能... 1．情報の収集・提供、2．調査研究  
B．活動支援拠点機能... 3．支援事業(相談・助言、民間活動の支援)、4．連携事業

これらの事業について、全国センターと都道府県センターとの分担を考えると、前者はA、後者はBに機能・事業の比重があると言える。

### イ．全国センターと都道府県センターの役割分担

全国センターと都道府県センターの事業の役割分担を表で示すと以下のようなになる。網掛けが、それぞれに重点が置かれると考えられる部分である。また、全国及び各都道府県センターは、有機的にネットワークされる必要がある。

機能		全国	都道府県
A.情報センター機能	1.情報収集提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>内外の温暖化情報のデータベースライブラリー機能</li> <li>噛み砕いた一般向け情報の作成</li> <li>全国の先進事例の収集提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信ネットワークで直ちに全国センターのデータベース・ライブラリー機能にアクセスできる機能を持つ。全国センターと同じデータベースライブラリー機能そのものを持つ必要はない。</li> <li>県内情報の収集・整理・提供(全国センターへの提供を含む)</li> <li>地域性に合わせた情報の提供</li> </ul>
	2.調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策、対策研究</li> <li>各種評価手法の標準化に関する調査研究(例)自治体の実行計画や各種施策の評価手法の標準化等</li> <li>社会調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に即した/地域単位の調査研究</li> </ul>
B.活動支援拠点機能	3.支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談助言支援</li> <li>先進事例紹介による活動支援</li> <li>推進員を通じた地域の取り組みへの支援</li> <li>市町村の実行計画の策定・評価への支援</li> <li>地域の具体的な温室効果ガス排出削減のプロジェクトの実施またはその企画立案</li> </ul>
	4.連携事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県センターの状況把握とネットワーク(特に当初は、各県センターの立ち上げの支援)</li> <li>都道府県センタースタッフの研修(・推進員の研修等)</li> <li>地域間のコーディネート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進員の育成・研修等</li> <li>推進員のコーディネート・派遣</li> <li>他県のセンター・全国センターとの交流</li> <li>情報交換</li> </ul>

## ウ．活動・事業のプライオリティ

求められる全ての機能・事業・活動を、立ち上げ当初から全て行うのは困難であるので、プライオリティ付けが必要である。基本的機能として当初から必要な部分とその後に取り組む部分とを検討しておく必要がある。

上記の表に基づいて、全国センター及び都道府県センターの活動・事業のプライオリティを整理すると以下のようにになると考えられる。

・全国センター...まず、1.情報収集提供の活動・事業に最もプライオリティがあると考えられる。

次いで、2.調査研究では、自治体の実行計画や各種施策の評価手法の標準化に関する調査研究等が急がれると考えられる。また都道府県センターが各県に設置されるまでは、4.連携事業のうち、各都道府県センターの立ち上げの支援も重要である。

・都道府県センター... B.活動支援拠点機能（3.支援事業、4.連携事業）及び 1.情報収集提供の県内情報の収集に、まずはプライオリティがあると考えられる。

## エ．全国センターの機能

全国センターについて、望まれる基本的な機能等は以下の通りである。

### A．情報センター機能

#### 1．情報の収集・提供

各主体（企業・自治体・市民団体・個人等）が実効性のある温室効果ガス排出削減に取り組むためには、適切な情報を持つことが必要不可欠である。

・全国センターは、一部の対象・領域に限定することなく、温暖化問題に関するあらゆる情報を収集・整理する。全国センターが全ての資料を直接所蔵する必要はないが、情報の所在・ソース等を把握しておく必要はある。ニーズの状況に応じて、(a)重点を置く情報、(b)直接所蔵する情報、(c)情報源情報等に分けて対応する。

・全国センターは情報をコンピュータによるデータベースの形で整理する。データベースとそれに基づくライブラリー機能によって効果的な情報提供を可能にする。一般の人にも容易に検索可能な形に情報を分類・整理することが重要である。

・既に存在する情報は、あらゆる手段を使って収集することを基本とする。将来的には制度的に情報が全国センターへ提供され、集約できる仕組みを構築し、温暖化情報の集積・発信拠点としていくことが望まれる。

・またデータベースの情報は、常時アップデートされていることが必要である。

・情報提供の形態は、ホームページ、ファクス、紙の資料など出来るだけ多様であることが望ましい。

・温暖化防止活動に役立つ情報提供の例としては以下のようなものが考えられる。

例 1 グリーン購入を実行したい消費者・企業向けの、製品情報（CO<sub>2</sub>・フロン等の負荷量等）

例 2 省エネを推進したい事業所向けの、オフィス・工場の省エネ化のための分野別削減ポテンシャル、分野別情報（先進的な事例等）

例 3 各国の政府の取り組みについての情報

例 4 自治体の取り組みについての情報

例 5 温暖化の仕組みや世界・国・地域レベルの影響についての情報

例 6 省エネルギーを実現するための一般向け行動についての情報（先進的な事例等）

#### 2．調査研究

・全国センターは必要な調査研究を自らあるいは委託により行う。

・全国センターは自らの企画あるいは外部からの委託を受けて調査研究を行う。

・研究機関ではないので、一次的な学術研究は行わない。

・これらの調査研究により一般向けの噛み砕いた情報を作成し、利用しやすい形での情報提供につなげる。

・調査研究の例としては以下のようなものが考えられる（下記の（1）～（3））。

### (1) 政策、対策研究

各種主体の対策に関する調査研究を行い、各セクターの活動、対策の効果、また効果の量的程度等を把握し評価できること、などが重要である。具体的には以下のようなものが考えられる。

- 例 1 内外の地球温暖化対策の政策整理
- 例 2 地域特性に応じた自治体施策の整理

### (2) 各種評価手法の標準化に関する調査研究

評価手法の標準化に関する調査研究を行い、各セクターの活動、対策の効果、また効果の量的程度等を把握し評価できること、評価結果をもとに取るべき対策のレビューの際に効果を評価できること、などが重要である。具体的には以下のようなものが考えられる。

- 例 1 インベントリーの標準化に資する調査・研究
- 例 2 自治体の実行計画や各種施策の評価手法の標準化に関する調査・研究
- 例 3 民生、運輸部門の対策効果とその評価手法の標準化に関する調査・研究
- 例 4 製品の温室効果ガス排出に関する LCA 分析の確立に関する調査・研究

### (3) 社会調査

必要なテーマについてアンケート調査などを実施し、各主体の取り組み状況や地球温暖化問題、対策への意識について把握することにより、各主体の取り組みを前進させることに貢献する。具体的には以下のようなものが考えられる。

- 例 1 企業の経営方針・投資行動における環境対策の位置付けに関する実態調査
- 例 2 費用負担に関する意識調査

## B. 活動支援拠点機能

### 3. 支援事業

・全国センターは各主体（企業・自治体・市民団体・個人）が地球温暖化対策に取り組むに際しての適切な支援を行う。

- (例) ・オンラインを通じた相談受付 ・適切な情報の紹介
- ・対策・取り組みへの助言 ・その他各種問い合わせへの対応

・全国センターは、ネットワークによって全国へ情報提供できる（どこからでもアクセスできる）機能を持つとともに、図書館のような一般の人が来訪する場としての機能も持つ。

- ・主体間・地域間の交流や情報交換のための場を設ける。
- ・実効的な温室効果ガス排出削減につながる適切な啓発広報活動を行う。
- ・収集した地域の取り組み（自治体、企業、市民・NGO）状況や先進事例を提供する。
- ・支援事業は都道府県センターが中心に担うが、全国センターが行う活動支援・普及啓発事業の例としては、以下のようなものが考えられる。なお、これらの事業においても、都道府県センターとの緊密な連携が図られることが肝要である。またキャンペーン事業などにおいては、関係する分野の民間事業者と連携を取って行うことが考えられる。

- 例 1 事業者や個人に対するグリーン購入の促進
- 例 2 家庭における CO2 排出削減のための環境家計簿の取り組みの促進
- 例 3 待機電力の削減やアイドルングストップ推進等のためのキャンペーン
- 例 4 学校教育や社会教育における温暖化防止を中心とする環境教育の推進のための教材の作成等

### 4. 連携事業

・全国及び都道府県センター間の適切な情報ネットワークの構築を図り地域間のコーディネートを行う。

・特に当初、都道府県センターが各県に出来るまでは、各都道府県におけるセンターの立ち上げ状況（準備段階を含む）を把握し、各県センターの立ち上げを支援・推進する。

・都道府県センターが行う相談助言や民間活動の支援事業に対して、全国センターは適切な情報提供・助言等によりサポートする。

- ・全国センターは都道府県センタースタッフの研修を行う。
- ・推進員の研修は、都道府県センターが行うが、必要があれば全国センターでも行う。
- ・市町村レベルの環境関係の各種センターとの連携は都道府県センターが中心に担うが、必要に応じて全国センターもそれらとのネットワーキングを行う。

## オ．全国センターに関するその他の留意点

全国センターについては、今までに述べた点に加え、下記のポイントに留意する必要がある。

### (1) 類似の機能を持つセンター等との協力・連携について

既存の各種センター等で類似の事業を行っているものが存在する。全国センター設立にあたっては、より効果的な温暖化防止活動推進の観点から、既存の諸事業について、協力・連携体制を整えることも考慮していく必要がある。

### (2) スタッフについて

全国センターには、今までに温暖化問題に取り組んだ経験・造詣の深い専門性の高いスタッフの存在が必要不可欠である。都道府県センターもこれに準じる。

### (3) 規模について

全国センターは、今までに述べてきたような機能を持つために、一定程度以上の規模（スペース、スタッフ等）を持つことが必要である。

### (4) 多様性の尊重

市民・民間の活動は多様性・自主性に特長があることに鑑み、全国センターにおいても、これらの事業や活動の多様性・自主性を尊重し、温暖化防止の活動を推進することが必要である。

## ．都道府県地球温暖化防止活動推進センターの基本的なあり方について

都道府県センターの基本的なあり方等に関する留意点には、以下のような点が考えられる。

なお、都道府県センターについては、共通する基礎的な機能は確保される必要があるが、各県の地域性を踏まえた創意工夫など多様性は尊重される必要がある。

### ア．都道府県センターの基本的機能

都道府県センターについて、望まれる基本的な機能等は以下の通りである。

なお都道府県センターについては運営・活動への市民の積極的な参加は言うまでもないが、市町村の積極的な参画をはかる必要がある。地域密着の取り組みの推進・支援には、都道府県だけでは不十分で、市町村の役割が重要であることは言うまでもない。各県は市町村のニーズを的確に把握し実効性ある温暖化対策に反映すべきであり、そのためにも都道府県センターへの市町村の参加を積極的に行う必要がある。

#### A．情報センター機能

##### 1．情報の収集・提供

・都道府県センターは、通信ネットワークで直ちに全国センターのデータベース・ライブラリーにアクセスでき、そこで端末機器で検索できる機能を持つ。全国センターと同じデータベース・ライブラリー機能そのものを持つ必要はない。

- ・県内の情報を収集・整理し、全国センターへも含め提供する。
- ・県内における市町村の実行計画・事業者の自主行動計画・様々な温室効果ガス排出量データなどを収集・整理し、各主体の温暖化対策の促進に資するような仕組みを構築する必要がある。
- ・地球規模・全国規模の情報も、地域での特性に応じて必要度の高いものを重点に提供する。

##### 2．調査研究

- ・地域に即した／地域単位の調査研究を行う。

#### B．活動支援拠点機能

##### 3．支援事業

・都道府県センターは各主体（企業・自治体・市民団体・個人）が地球温暖化対策に取り組むに際しての適切な相談・助言を行う。

- （例）・オンラインを通じた／窓口での相談受付 ・適切な情報の紹介  
 ・対策・取り組みへの助言 ・その他各種問い合わせへの対応

- ・相談・助言を行う人は、温暖化問題に専門的な見識を有することが必要である。
- ・都道府県センターは、図書館のような一般向けの情報提供機能や市民が来訪し集える場としての機能（スペース（会議室）・機材（印刷機）等）も持つ。
- ・市民・NGO 向けの講習を実施する。
- ・推進員を通じた地域の取り組みへの支援を行う。
- ・学校教育との連携など、環境教育を視野に入れた活動を行う。この際、推進員との連携も考えられる。
- ・収集した地域の取り組み（自治体、企業、市民・NGO）状況や先進的な実践事例を提供し、各主体の取り組みを支援する。
- ・市町村の実行計画について、先進事例の提供等による策定への支援やその評価を行う。
- ・都道府県センターが、自身で地域の具体的な温室効果ガス排出削減のプロジェクトを企画立案・実施することも考えられる。地域密着型で多くの人を巻き込んで実践に結びつくプロジェクトを企画し、市民・事業者・市町村などとともに実施する。
- ・これらのプロジェクトには市民・事業者・市町村の参加が重要であるが、考えられるプロジェクトの例としては以下のようなものが挙げられる。

例1 地域での自転車利用の促進プランの策定

例2 地域でのフロン・代替フロン回収のプロジェクト

#### 4. 連携事業

- ・他都道府県センター及び全国センターとの交流・情報交換を行う。
- ・県内にある市町村や民間の環境関係の各種センターとの連携を図る。
- ・都道府県センターのスタッフの全国センターでの研修を行う。
- ・推進員の育成・研修等を行う。
- ・推進員の斡旋・派遣を行う。

#### イ. 都道府県センターの立ち上げについて

都道府県センターの立ち上げにあたっては、全ての主体の参加が不可欠である温暖化問題の性質に鑑み、市民・事業者・市町村・都道府県・全国センター等に下記のような役割が期待されていると考えられる。立ち上げ準備にあたっては、これらの点に留意する必要がある。

##### 1. 市民参加

地域密着型の取り組みを推進するにあたって、市民（団体）の役割は欠かせない。各都道府県センターの運営・活動へ市民の積極的な参加が必要なことは言うまでもない。センターの立ち上げにあたっては、その最初の段階から市民の参加を求めて行うことが望まれる。

##### 2. 都道府県の前向きな取り組み

各県は、地域における温暖化防止の取り組みの推進が重要であることに鑑み、市民・事業者・市町村等の参加を求め、積極的に都道府県センターの立ち上げを推進すべきである。

##### 3. 市町村の参画

各県は、地域密着の取り組みの推進・支援には市町村の役割が極めて重要であることに鑑み、立ち上げの初期の段階から市町村の参加を求め、協力して準備を進める必要がある。また市町村にも、温暖化防止の取り組みの推進のために、都道府県センターに積極的に参加することが望まれる。

##### 4. 全国センターによる支援

特に当初、都道府県センターが各県に出来るまでは、各都道府県におけるセンターの立ち上げ状況（準備段階を含む）を把握し、各都道府県センターの立ち上げを支援・推進する。

## ．地球温暖化防止活動推進センターの運営のあり方について

### 1．パートナーシップ型の運営について

衆参両院は、地球温暖化対策推進法の附帯決議において「センターについては、国民・住民の協力・参加を求めて運営される」ことを求めており、地球温暖化防止活動推進センター（全国センター・都道府県センター）においては、パートナーシップ型の運営が行われる必要がある。

#### （1）行政・市民団体等の運営に携わる役割

・推進センターの運営の決定（事業・予算等）は、各セクターが対等に加わった運営委員会（仮称）等によることが望ましい。

・運営委員会には行政・市民等が参画する。また研究者等の参画も考えられる。

・運営の透明性は厳密に確保し、運営委員会の会議及びその資料・議事録等は公開とすべきであろう。

（注：ここでの「行政」は担当行政庁という意味で、全国センターでは環境庁、都道府県センターでは当該都道府県及び担当部局を指す。「自治体」は担当行政庁以外で、全国センターでは都道府県・市町村、都道府県センターでは市町村が該当する。）

#### （2）行政と市民のパートナーシップのあり方について

推進センターは、削減の主体となる市民や事業者の活動を支援するための、行政と市民のパートナーシップが求められている。地球温暖化問題への取り組みとしてふさわしいパートナーシップのあり方に十分に考慮する必要があるだろう。これまでも行政が市民活動をサポートする目的で設立されたセンターが様々な分野において見られる。これらにおけるパートナーシップのあり方は様々であるが、推進センターにおける運営等においても、参考にすることができよう。

### 2．全国センターと指定される法人組織との関連等について

全国センターは民法第34条法人の中から指定され、そこにセンターの機能が付加される形になる。センターは指定される民法法人（以下、「親法人」と呼ぶ）から自立した組織である必要がある（業務・運営・会計の自立性）。すなわち、親法人は、推進センターの目的・機能を良く理解し、適切な運営・組織形態を確保し、センターの自立性を尊重する必要がある。

指定される民法法人とセンターとの運営における組織的な関係については、以下の点に留意する必要がある。

#### （1）センターの運営について

センターの運営にあたっては、行政、事業者、NGO及び自治体が連携し、事業に当たること。

・そのため、全国センターの運営を行う運営委員会（仮称）を設けること。

・親法人の理事会または社員総会（以下、理事会等）にセンターの運営委員が参画するとともに、センターの運営委員会には親法人の理事が参画し、それぞれパイプ役となること。

・運営委員会は、事業計画及び事業に関わる予算を作成し、理事会等の承認を受けること。

理事会等は、センターに関する事業計画及び事業に関わる予算等を承認したならば、運営委員会の独自性を保つこと。

法人は、全国センターの設置に際し、定款及び寄付行為を改正する必要性を検討し、上記の要件を満たすことが出来るよう検討する。

センターには常勤の責任者（例：センター長、事務局長等）を置き、事業を行う。

長期的には、センターが親法人から独立して別法人となる可能性についても、中長期的な事業の発展状況等に応じて、考慮される必要がある。

いずれにせよ、推進センターが温暖化防止活動の推進に役立つことが重要なのであり、そのために適切な運営・組織形態が確保されることが肝要である。

#### （2）全国センターの予算等について

全国センターの財源は、当面は国の予算が中心だが、それ以外に財源を求めることも可能である。継

続的な事業の推進のためには、自主事業などによる適切な財源確保を図っていくことが必要である。また、温暖化防止活動の広範さやその推進の重要性を考えると、当初の予算は立ち上げのための最低限のものであり、今後の発展のために予算面の充実が望まれる。

### 3 . 都道府県センターの運営のあり方について

都道府県センターの運営のあり方については、以下の点に留意する必要がある。

- ( 1 ) 既存の法人にセンター機能を付加する形（全国センターと同タイプ）の場合  
全国センターに準じて、親法人に対してセンターの運営の自立性を確保すること。
- ( 2 ) 独立したセンターの形の場合  
評議委員会などを活用し、パートナーシップ型の運営を確保すること。